

## 議案第 21 号

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 26 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市市営住宅設置及び管理条例（平成 9 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「第 33 条」を「第 33 条第 1 項」に、「請求を」を「報告の請求を」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 市長は、市営住宅の入居権利者（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号）第 8 条各号に掲げる者に該当する者に限る。以下同じ。）が次条第 1 項に規定する収入の申告をすること及び第 39 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、市営住宅の入居権利者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第 2 条で定めるところにより、第 39 条第 1 項の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第 9 条に規定する方法により把握した市営住宅の入居権利者の収入（以下「市長が把握した入居権利者の収入」という。）及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年

数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第31条第1項中「令第8条第1項」を「第6条第1項第2号」に改める。

第33条の見出し中「収入超過者」を「収入超過者等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、引き続き3年以上市営住宅に入居している市営住宅の入居権利者について、第17条第1項に規定する収入の申告をすること及び第39条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合であって、市長が把握した入居権利者の収入の額が第6条第1項第2号に規定する金額を超え、当該市営住宅に引き続き入居しているときは、第16条第3項及び前項の規定にかかわらず、市営住宅の入居権利者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第8条第3項において準用する同条第2項で定めるところにより、市長が把握した入居権利者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第36条の見出し中「高額所得者」を「高額所得者等」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 引き続き5年以上市営住宅に入居している市営住宅の入居権利者について、第17条第1項に規定する収入の申告をすること及び第39条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合であって、市長が把握した入居権利者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条第1項に規定する金額を超え、当該市営住宅に引き続き入居しているときは、当該市営住宅の毎月の家賃は、第16条第3項、第33条第2項及び前項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

第38条中「及び第34条」を「、第33条第2項、第34条及び第36条第2項」に改める。

第39条第1項中「第33条」を「第3項若しくは第33条」に、「第36条第3項」を「第36条第4項」に、「、第41条」を「又は

第41条」に改める。

第42条中「第16条第1項」の次に「若しくは第3項」を、「第36条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第43条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第43条第3項の改正規定は、平成32年4月1日から施行する。